第十七条第九項中「法第三章に定める技術基準（以下「技術基準」という。）」を「技術基準」に改め、「知つたときは」の下に「、直ちに」を加え、同条に次の一項を加える。

10　認証取扱業者は、法第三十八条の二十六の規定により当該認証取扱業者が表示を付した特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

第二十二条第一項中「第三十八条の六第三項」を「第三十八条の六第四項」に改める。

第二十三条第二項及び第三項中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二の二第三項」に改める。

第二十五条の見出し中「のため」を削り、同条第四項中「の各号」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく」を「法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者が法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、当該技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

第二十五条第七項を次のように改める。

7　法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

第二十五条に次の一項を加える。

9　承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、当該技術基準適合証明を受けた特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

第三十二条第二項中「第三十八条の六第三項」を「第三十八条の六第四項」に改める。

第三十三条の見出し中「のため」を削り、同条第四項中「に規定する」を「の」に改め、「の各号」を削り、同項第二号及び第三号中「認証工事設計」を「工事設計認証に係る工事設計」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく」を「法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　承認証明機関による工事設計認証を受けた者が法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

第三十三条第七項を次のように改める。

7　法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

第三十三条に次の一項を加える。

9　承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の二十六の規定により当該工事設計認証を受けた者が表示を付した特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

第三十八条第二項中「第三十八条の六第三項」を「第三十八条の六第四項」に改める。

第三十九条第八項及び第十一項のただし書を削り、同条に次の一項を加える。

13　届出業者は、法第三十八条の三十五の規定により当該届出業者が表示を付した特別特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

別表第一号一(3)アの表中

○								○	○	○	○	備設線無の二の二の号一十第項一第条二第

を

○								○	○	○	○	備設線無の二の二の号一十第項一第条二第
○								○	○	○	○	備設線無の三の二の号一十第項一第条二第

に、

○								○	○	○	○	備設線無の三の六の号一十第項一第条二第

を

○								○	○	○	○	備設線無の三の六の号一十第項一第条二第
○								○	○	○	○	備設線無の四の六の号一十第項一第条二第
○								○	○	○	○	備設線無の五の六の号一十第項一第条二第

に、

○								○	○	○	○	備設線無の三の十の号一十第項一第条二第

を

○								○	○	○	○	備設線無の三の十の号一十第項一第条二第
○								○	○	○	○	備設線無の四の十の号一十第項一第条二第
○								○	○	○	○	備設線無の五の十の号一十第項一第条二第

に、